

保存版

平成30年11月

保護者様

大阪市立南田辺小学校
校長 中谷 静香

非常変災時等の措置について

晩秋の候、皆様方には、益々ご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校教育活動推進のため、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、非常変災時等の措置について、大阪市教育委員会より**措置基準の変更**の通知がありましたので、お知らせいたします。

記

＜臨時休業措置の基準＞

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、**臨時休業**とします。

また、午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、**臨時休業**とします。

- ア 大阪市において、「暴風(暴風雪)警報」又は「特別警報」が発表された場合
- イ 東住吉区のいずれかの地域において、河川氾濫の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示(緊急)の発令があった場合
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生(気象庁発表)した場合
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」(臨時)のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの(気象庁発表)が発表された場合

ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風(暴風雪)警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生、その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、もしくは教育施設の被害やその他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、学校長の判断により臨時休業措置とします。また、登校を見送った方がよいと保護者が判断された場合は、自宅待機をさせていただいてもかまいません。

＜その他＞

- ・非常変災時には、児童の安全を第一に考え、災害状況に合わせた対応をいたします。
- ・登校後の対応につきましては、集団下校もしくは引き渡し等を実施する場合がありますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いします。
(緊急の際には、ミマモルメの配信、ホームページの掲載等を行います。)
- ・児童帰宅後にご家族の方が不在であることが事前にわかる場合は、安全を考えた上で、学校に待機させる場合があります。登校後、ご家族の方が不在となります場合は、どのような下校方法をとるのかについて、事前に担任までご連絡をお願いします。

＜お願い＞

- ・学校へ直接電話で問い合わせをされますと、その電話対応で災害対応ができなくなる場合があります。学校への電話での問い合わせは、ご遠慮ください。